

平成28年度 第1回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成28年4月18日（月） 午後1時30分から午後3時15分

2. 開催場所 知名町役場会議室

3. 出席委員（15人）

会長	1番	平井久元
委員	2番	田尻博樹
委員	3番	東正亮
委員	5番	伊東里美
委員	6番	川畑伸之
委員	8番	池沢清良
委員	9番	松元道夫
委員	10番	栄米子
委員	11番	本江武裕
委員	13番	元栄章
委員	14番	城村富忠
委員	15番	池スミ子
委員	16番	芦村利広
委員	17番	三原利昭
委員	18番	中瀬秀治

4. 欠席委員（1人）

委員 12番 先間政美

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第3号 下限面積の設定について

議案第4号 利用権設定の解除について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 川野兼一

事務局係長 中野吉裕 事務局主査 田中雅俊

付 議 事 項	
13:30 ~ 15:15 事務局長	<p>ただ今から、平成28年度第1回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は12番委員から欠席の連絡を受けております。1名欠席ですが、総会は成立します。それでは、平井会長より会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>前回の総会から昨日までの会務報告を行います。</p> <p>3/25 県農業会議89回通常総会 3/28 JA知名事業本部運営検討会 4/2 沖永良部土地改良区役員会</p> <p>以上で会務報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今から議題事項に入らせて頂きます。その前に、日程第1の、議事録署名委員および会議書記の指名を行います。</p> <p>それでは、知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、11番本江委員、13番元栄委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の中野氏と田中氏を指名いたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。議題事項1番議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。</p> <p>【議案第1号について朗読】</p> <p>議案第1号は、贈与2件、売買3件、賃貸借1件となっています。</p>

<p>事務局</p>	<p>1 番 1 は知名字参詣堂〇〇番地824㎡ 売買となっています。</p> <p>2 番 1 から 4 は余多字神屋所〇〇番地667㎡外 3 筆の 合計2,893㎡です。 贈与となっています。</p> <p>3 番 1 から 5 は芦清良字竿津野〇〇番地2,007㎡外 4 筆の 合計8,081㎡です。 贈与となっています。</p> <p>4 番 1 は大津勘字源手名〇〇番地14,319㎡ 売買となっています。</p> <p>5 番 1 から 4 は田皆字伊美畑〇〇番地4,687㎡外 3 筆の 合計12,377㎡です。 売買となっています。</p> <p>6 番 1 から 2 は余多字川切〇〇番地5,246㎡外 1 筆の 合計6,724㎡です。 賃貸借となっています。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可の要件を満 たしております。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。 それでは、事務局の説明に対して、補足説明を地区担当委員から お願いします。</p>

2 番委員	<p>1 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人であります。〇〇さんは役場に勤めながら実えんどう、サトウキビ、バレイショを作っております。現地の方を確認したところ、バレイショの収穫が終わった状態でした。地域における農業の取組を阻害する恐れ等もありません、また農機具等も全て揃っておりますので、審議のほどよろしく願いいたします。</p>
1 3 委員	<p>2 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは親子です。〇〇さんは花、ソリダゴを中心としてキビ等をしています。大規模農家です。機械類は全て揃っております。ご審議のほう、よろしく願いします。</p>
1 6 番委員	<p>3 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは親子です。現在農業をしていて、今回合意解約ということで、とりあえず利用権設定ははずして、その後親から子供に贈与という形で申請が上がっております。兄弟がおるんですが、連絡が取れないということで、私も相談を受けました。しかし、連絡取れない人が中にいるということで、相続の協議はなされていませんが、現時点で、継続してその畑の耕作を進めないかなと、いう話まで私は受けました。贈与の件は家族の中で話が詰まったんじゃないかなと思っていますので、一応耕作の条件という形で見ると2、3年しか私は認識ないんですけど、真面目に農業をしているし、現地を見る限りジャガイモを耕作してありました。順調に耕作をして大丈夫だと思いますのでよろしく願いします。</p>
5 番委員	<p>4 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人です。〇〇さんの方から〇〇さんの方に買ってほしいと頼まれたので、買うことになったということです。〇〇さんは畜産一本で、牧草を作ると言っていました。農機具は全て揃っておりますので、ご審議のほどよろしく願いします。</p>

9 番委員	<p>5 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人でありまして、現場はローズグラスを作っております。〇〇さんは畜産農家でありまして、7、8年ほど賃貸で借りていました。今回売買ということですので。機械類も揃っていますし、周りに阻害する恐れはありませんので、ご審議のほどお願いします。</p>
1 3 番委員	<p>6 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは義理の姉弟です。〇〇さんはキビを中心としてやっております。現地も春植えがされております。農機具も揃っております。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>はい、ただ今事務局および地区担当委員から説明がありましたが、聞きたいことはございませんか。</p>
議長	<p>皆さんの意見を聞きたいので、発言をお願いします。</p>
1 3 番委員	<p>6 番の土地なんですが、前の借り人の〇〇さんがジャガイモを掘り起こした後に、後ろからキビを植えていました。現在は、〇〇さんのキビが植えてありました。</p>
1 番委員	<p>現実にキビを植えてあるわけですか。 (はいの声あり)</p>
事務局	<p>3 条のほうで、許可できるかどうかというのは、農業の常時従事といまして、農作物がある期間に、耕作者が農業をすることができるかということ、全部効率利用、自分の持っている畑、借りている畑、また新しく借りる畑を利用することができるかというのを、機械・労力を見て判断するというのと、地域との調和を崩す恐れがないか、この三点を確認することとなっています。</p>

1 3 番委員	<p>〇〇さんは国頭でもキビを1町4、5反作っていると話を本人から聞いてあります。 今度の6反7畝位ですか。</p>
1 番委員	<p>すでに〇〇さんがキビを植えてあるということです。</p>
事務局	<p>この件は、保留案件なのかな、拒否する理由があるのかなとか悩みましたが、3条申請の法的目的に照らし合わせて審議する必要があります。現時点での法的所有者からの申請ですから。借りる人も農業をしっかりしている人だということです。一つの判断材料になるかと思います。</p>
1 8 番委員	<p>判断は良いんだけど、この〇〇番地の5反の畑は、前の耕作者がしているでしょう。〇〇は返せと出ているけど、〇〇番地の1反4畝はだれがしているわけ。今、現在。 それも〇〇さんがしているんだったら、この畑がどうなっているかによって、キビは別の人が作ってあれば、〇〇さんは使えんわけでしょ。</p>
1 3 番委員	<p>これも〇〇さんが植えました。本人が。</p>
1 8 番委員	<p>前借りていた人は、返したとみてもいいのか。</p>
1 6 番委員	<p>という事は、合意しないという事だよ。元々は権利はないけどね。</p>

1 6 番委員	<p>たとえば、私たちが賛成多数で可決した場合、耕作者二人存在することになりかねない事案だよ。</p> <p>ひよっとしたらね、今、キビは植えてあるけど、前の人がロータリで整地する恐れもあるわけだ。無いともいえない。</p> <p>可能性はゼロではないよ。</p>
1 8 番委員	<p>さっき聞いたのは、そこがあるわけよな。もう完全に〇〇さんが〇〇番も〇〇番もキビを植えてあれば、〇〇さんは関係なしに農業委員としては認めないといかんわけよな。この場合はな。</p> <p>これがもし、別の人ジャガイモを作っておいてあれば、キビとか別の人を作ってあれば、1 6 番委員が言ったように、収穫までは問題が出てくるけど、何もなくて、〇〇さんが春植えをしてあれば、農業委員としてはノーと言えんわ。駄目と言えんわ。</p>
1 6 番委員	<p>〇〇さんは、親の土地を自分が相続したものと思っているんじゃない。実際に登記簿的には〇〇さんになっているんだけど、自分は後継ぎだと思ってね。自分の物だと思ってそういう問題が解決していない。それがあるんじゃないかな。</p>
1 4 番委員	<p>その、〇〇さんから〇〇さんへ贈与の申請があった時点で、〇〇さんの法定代理人の同意なしで、受けるのがおかしい。</p>
1 4 番委員	<p>死因贈与で、出てきているのは、その時はお互い同意していたのでは。</p>
1 8 番委員	<p>死因贈与はいつね。</p>
事務局	<p>1 5 年 6 月 1 6 日に 3 条申請しています。</p> <p>所有権移転、平成 1 5 年 6 月 2 3 日に贈与。</p> <p>あと、伯母の〇〇さんに行ったのは、平成 1 8 年 9 月 2 2 日に贈与。</p>

1 番委員	農地法の申請は正しいわけよね。〇〇さんも農業をやっているし、書類上の申請は正しいですよね。あとは皆さんの審議ですよ ね。
1 6 番委員	書類上正しければ、審査がいらなくてあれば、申請だけでオ ッケーだからね。こういう背景はいらなくてね。
議長	どうですか、皆さんの意見を出してください。
事務局	3 条の申請に基づいて判断してほしいと思います。 事務局の説明は、現状を言ったままで、基本的には 3 条の許可要 件に照らし合わせて判断して下さい。
議長	審議継続しますか、採決しますか、どうしますか。 (採決の声あり)
議長	それでは、6 番について採決いたします。 ただ今の原案に対して、賛成の方は挙手でお願いいたします。 賛成 (挙手 1 2 名) 許可に反対の方は挙手でお願いします。 反対 (挙手 2 名) 理由：(継続審議希望と審議不十分) 賛成多数により、許可決定いたします。
議長	それでは、1 番から 5 番について採決いたします。 ただ今の原案に対して、賛成の方は挙手でお願いいたします。 (挙手全員)

議長	はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、ただ今の原案は許可決定いたします。
議長	議題事項 2 番 議案第2号知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	<p>【議案第2号について朗読】</p> <p>利用権の設定</p> <p>1 番 1 ～ 4 田皆字石佛喜〇〇番地2, 370㎡外 3 筆の 合計9, 494㎡ 賃貸借 5 年間の新規設定となっています。</p> <p>2 番 1 ～ 3 田皆字潮吹〇〇番地1, 957㎡外 2 筆の 合計6, 363㎡ 賃貸借 1 0 年間の再設定となっています。</p> <p>3 番 1 ～ 3 上城字神川〇〇番地2, 066㎡外 2 筆の 合計7, 443㎡ 使用貸借 5 年間の再設定となっています。</p> <p>4 番 1 ～ 3 上城字白間当〇〇番地2, 339㎡外 2 筆の 合計4, 851㎡ 使用貸借 1 0 年間の再設定となっています。</p> <p>5 番 1 ～ 3 赤嶺字立場〇〇番地1, 869㎡外 2 筆の 合計4, 661㎡ 賃貸借 1 0 年間の新規設定となっています。</p> <p>6 番 1 ～ 3 赤嶺字嘉名者原〇〇番地206㎡外 2 筆の 合計3, 122㎡ 賃貸借 1 0 年間の再設定となっています。</p>

	<p>農業経営基盤強化促進法 18 条第 3 項の各要件を満たしております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。 それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員から補足説明をお願いします。</p>
8 番委員	<p>1 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人です。〇〇さんは認定農業者で、サトウキビ、百合球根、バレイショ、里芋等を作っております。農機具等は全て揃っています。4 番の石佛喜のみ里芋を先に植えてあります。農業従事者 3 名です。33 歳の後継者がいますので頑張っていると思います。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
9 番委員	<p>2 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人でありまして、畑はキビを植え付けてあります。農業機械はあります。周りに迷惑等はありませんので、大丈夫ですのでご審議のほうを、よろしくをお願いします。</p>
10 番委員	<p>3 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは〇〇さんの叔父さんに当たります。畑の方はジャガイモを植えてありますが、まだ掘り取りがされていません。機械等は全て揃っておりますので、ご審議をお願いします。</p>

10番委員	<p>4番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは兄弟であります。白間当の方は刈取り後春植えがされていきました。残りは株出しの後で、来年バレイショを作る予定で、そのままの状態になっています。こちらも同じく機械等全て揃っていますので、ご審議をよろしく申し上げます。</p>
11番委員	<p>5番説明</p> <p>〇〇さん〇〇さんは従兄弟になります。〇〇さんはサトウキビ一本で、機械も大きい機械を今回購入して、農業を頑張るということでした。農機機具等は全部揃っておりますので、審議をお願いいたします。</p>
16番委員	<p>6番説明</p> <p>字は赤嶺なんですが、耕作者が芦清良なので私のほうで説明させていただきます。</p> <p>〇〇さん。現在農業をやっております。十分な農機具も持っておりますし、これは再設定です。ここ10年間も設定を続けておりました。十分な環境も整っていますので、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>はい、それでは、ただ今の事務局及び地区担当委員から説明がございましたが、何か聞きたいことはございませんか。</p>
議長	<p>何かございませんか。 よろしいですか。 (はいの声あり)</p>
議長	<p>それでは、ただ今の原案に対して、賛成の方は挙手でお願いいたします。 (挙手全員)</p>

議長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、許可いたします。
議長	それでは、議案第3号下限面積の決定について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	<p>【議案第3号について朗読】</p> <p>それでは、農林水産省令の定めにより、農業委員会は毎年下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっていますので、提案いたします。</p> <p>今年度の下限面積について、括弧1と括弧2のとおり提案させていただきます。</p>
事務局	<p>【提案】</p> <p>(1) 農地法施行規則第17条第1項の適用について 方針：現行の下限面積（50アール）の変更は行わない。</p> <p>理由：2015農林センサスで、管内の農家で50アール以上の農地を耕作している農家が全農家の8割を超えている。</p> <p>(2) 農地法施行規則第17条第2項の適用について 方針：現行の下限面積（50アール）の変更は行わない。</p> <p>理由：管内の耕作放棄地率は5%未満と低い現状である。</p> <p>農林水産省の定める基準は、掲載してあるとおりです。 よろしくご審議をお願いします。</p>
議長	ただ今の説明に対して、何か聞きたいことはございませんか。 ないですか。（異議なしの声あり）

議長	<p>それでは、ただ今の原案に対して、賛成の方は挙手でお願いいたします。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>はい、有難うございます。全員賛成ですので、下限面積の50アールは現行のままで、変更は行いません。</p>
議長	<p>議題事項2番 議案第4号利用権設定の取り消しについて、事務局に説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>【議案第4号について朗読】</p> <p>利用権の設定をしたもの 知名町余多〇〇番地 〇〇氏</p> <p>利用権の設定を受けたもの 知名町余多〇〇番地 〇〇氏</p> <p>利用権を設定した農地 余多字竹部良〇〇番地 1,818㎡ 余多字竹部良〇〇番地 2,502㎡ 余多字竹部良〇〇番地 99㎡ 余多字朝戸〇〇番地 396㎡</p> <p>期間については、平成19年3月30日から平成29年3月29日の10年間の使用貸借の設定となっています。 合意解約ではないので、今回審議をしていただきます。</p>

事務局	<p>補足説明をさせて下さい。</p> <p>この件については、親子での利用権設定に、貸し人（死亡）で、借り人と、現所有者の関係で、問題が発生した件であります。</p> <p>4月の5日に、会長、地区担当委員、事務局で善後策を協議。その後、当時の担当者に確認しました。4月13日に借り人の〇〇氏に、利用権設定について確認をしています。</p> <p>利用権設定をした、筆跡について確認をしたら、記入した覚えはない、また、筆跡は本人ではないが、印鑑は本人のものであると言っていました。また、設定農地については、従兄弟に貸してあるとのことでした。事務局で当時の書類を確認したら、不整合な点が多々あります。本人の意向を確認したら解除について、1年しか残っておらず、納得している様子でした。現所有者の〇〇さんから使用貸借解除の申請が上がったので、審議をお願いいたします。</p> <p>解除の理由としては、使用貸借地の契約違反による不適正使用と、不正な手段による利用権設定であり無効とのことでした。</p>
事務局	<p>元々、利用権設定に疑問があるので解除要件に該当するのではないかと思います。</p>
議長	<p>ただ今の件に対して聞きたいことはございませんか。</p>
11番委員	<p>ハンコが本人の印鑑となっているのが不思議ですよ。ハンコが他人の物だったら、おかしいですよ。</p>
事務局	<p>元々、名義人でない〇〇さんとの設定だから、問題だよ。親子の間で、名義の変更が短期間にあったのは、何かあったかも知れないね。〇〇さんから〇〇さんになっているよね。</p>

16番委員	<p>私たちはこういう総会でもって、承認がありましたよね。上がってくる書面は活字にして上がってくるわけよね、当時平成19年の農業委員の方々は、申請者の文字は見ずにして、虚偽の判断はせずにして、正当な判断で、親子関係の説明は担当者から有ってですよ、十分な説明を受けてオッケーとしたわけですよ。その後公告はしているの、法的には認めているわけですよ。有効なんですよ。有効なものが本当は分かりませんが、有効として認められているので、29年まで後1年残っているわけですよ、その期間を解除するわけよ。申し出が上がり来たのは3月18日だから、3月の18日までは有効であったと判断すべきではないかと思えます。遡って取り消しではなくてですよ、有効であった期間はあるわけだから、本当の主が私はサインしてないとか言うのも法的には通らないので、水面下であってね、私たちは取り消しはするべきではないと考えます。残り1か年の解約はこの場で話し合っているんじゃないかと思えます。</p>
事務局	<p>公告の効果と言うのがあってですね、農林水産省令で定めるところにより、公告があった時は賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。となっています。</p>
16番委員	<p>了解があるから、1年間は解除ですよという見解ですよ。それまでのことは、有効であったと判断すべきではないかと思えます。</p>
事務局	<p>農業委員会としては、有効であるという見解ですね。</p>
16番委員	<p>ちなみに、〇〇さんはこの場で合意しますと口頭では、言ったんですよ。書面的なものは貰ってないんですよ。それは必要ではないんですか。</p>

事務局	<p>意思確認の中で、本人に再度確認してありますので、必要はありません。</p> <p>全員で聞いて、メモは取っています。</p>
16番委員	<p>実際は返したと言う意思表示が有って、畑に行って耕すことがなくて、二人のトラクターが来て、耕す事がないようにしないとイケないし。</p>
議長	<p>そしたら、ただ今の利用権設定の解除について、よろしいですか。</p>
議長	<p>賛成の方は挙手でお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>全員賛成ですので、許可決定いたします。</p>
議長	<p>それでは報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局に説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について、説明をいたします。</p> <p>農地法第3条及び基盤強化法に基づく利用権設定の合意解約について、申し出がありましたので報告いたします。</p>

事務局	<p>【報告第1号について朗読】</p> <p>合意解約3件</p> <p>1番1～4 久志検字勘納原〇〇番地外3筆 合計3,840㎡ 借り人都合のため合意解約</p> <p>2番1 屋者字竿津ノ〇〇番地 1,073㎡ 所有権移転のため合意解約</p> <p>3番1 芦清良字竿津野〇〇番地外4筆 8,081㎡ 借り人へ贈与のため合意解約</p>
議長	<p>はい、ただ今の件に関して何か聞きたいことはございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声あり)</p>
議長	<p>それでは報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局に説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。</p>
事務局	<p>【報告第2号について朗読】</p> <p>相続3件 あっせん希望無し</p> <p>1番1～5 屋子母字サ田〇〇番地外4筆 合計8,877㎡</p>

	<p>〇〇さんから知名町屋子母の〇〇さんへ相続されております。</p> <p>2番1 久志検字岩畠〇〇番地257㎡ 〇〇さんから和泊町手々知名の〇〇さんへ相続されております。</p> <p>3番1～4 久志検字前原〇〇番地外3筆 合計3,910㎡ 〇〇さんから知名町久志検の〇〇さんへ相続されております。</p>
議長	ただ今の、事務局の説明に対して、聞きたいことはございませんか。
1 1 番委員	手々知名の〇〇さんは、知らないけど。
事務局	読み方は〇〇ではないかと思います。
1 4 番委員	指圧、マッサージしている人。
議長	よろしいですか。 (はいの声あり)
議長	はい、有難うございます。 それでは、議題事項は終わります。 その他について、事務局をお願いいたします。

事務局	(1) 田畑売買価格調査について
事務局	次回総会 平成28年5月19日(木)午後1時30分より
議長	以上で、平成28年度第1回知名町農業委員会定例総会はこれをもって閉会いたします。ご苦労さまでした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

平成28年4月18日

議 長 平 井 久 元

署名委員 本 江 武

署名委員 元 栄 章 裕